

協議会だより

国の二〇二六年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

児童保育は「子ども・子育て支援法」に定められた一三の「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられており、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」「子ども・子育て支援施設整備交付金」として市町村に交付されています。児童保育の国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められていて、残りの二分の一を基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各三分の一ずつ負担することになっています。

全国児童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、こども家庭庁に、公的責任による児童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額について、つぎのように要望しつづけています。「保護者の負担の軽減を図るために運営費の二分の一を保護者負担とする考え方を見直していただき」「運営費における国の負担割合を増やしていただく

表1 2026年度 放課後児童健全育成事業の補助単価 資料：こども家庭庁発表資料をもとに全国児童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業（年間開所日数 250 日以上）の放課後児童健全育成事業所	
★原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	5,107,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円
㊧ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	7,495,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
㊨ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	7,495,000円
㊩ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	7,495,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×96,000円
㊪ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	4,997,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×31,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×31,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 平日分（18時半を超えて開所する場合）	「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円
㊧ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×362,000円
★原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	3,028,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円
㊧ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	5,416,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
㊨ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	5,416,000円
㊩ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	5,416,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×96,000円
㊪ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×23,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×23,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 平日分（18時半を超えて開所する場合）	「18時半を超える時間」の年間平均時間数×495,000円
㊧ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×223,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、
 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
 ・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合
 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるこども家庭庁長官が認める場合
 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。あわせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。
 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
 ※放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。
 ※上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。

と」。

二〇二六年度、学童保育の国の予算には、二七五億円の内数が計上されています。二〇二五年度の当初予算額と比べると、一四〇億円の増額です。なお内数とは、その補助金が一つの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語です。つまり、二七五億円の全額が学童保育に使われるわけではありません。ちなみに二〇二五年度の運営費等は二一七四億円、施設整備費は八七億円でした。

運営費の補助額は、子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、支援の単位ごとに決められます。二〇二六年四月八日付、ごども家庭庁長官名義の通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」によ、「子ども・子育て支援交付要綱」が示されました。

①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（略）以下「設備運営基準」という。）とおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を二名以上配置した場合」②「原則、設備運営基準とおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合」の補助単価は【表一】のとおりです。

このほかに、③「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、④「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、⑤「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。例えば、年間二五〇日以上開所してい

て、子どもの人数が三六人～四五人であり、開所時間を通じて、「設備運営基準」とおり「放課後児童支援員等」を配置している支援の単位の補助単価は、二〇二六年度予算では、年額五四二万六〇〇〇円です。この支援の単位は、国・都道府県・市町村からあわせて五四二万六〇〇〇円を受け取り、一〇八三万二〇〇〇円で運営するといふことになります。

この補助単価は、二〇二五年度に比べて二九万九〇〇〇円増額されており、この二年間の上昇率は五％ほどで推移^{*}しています。これは、予算案が示された時点であげられていた「人事院勧告等を踏まえた」「放課後児童支援員等」の人員費単価の引き上げ^{*}が反映されているものと考えられます。ごども家庭庁の説明では、人事院勧告の引き上げが指導員の賃金を含む運営費に反映されるのは二年遅れであるとのこと^{*}で、二〇二六年度分には二〇二四年度の人事

院^考勧告が反映されています。二年遅れになるとについて全国連協では国に、「人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえた指導員の人員費単価の引き上げをただちに実現してほしい」と要望しています。

なお、市町村が条例などで利用している子ども安全確保方策を規定して、児童数が二〇人未満になる時間帯や曜日だけ、「放課後児童支援員等」の一名配置や、補助員のみを配置を認めるとしている場合も②の基準額となります。

*一 二〇二六年度 \parallel 五・八％上昇、二〇二五年度 \parallel 五・一％上昇、二〇二四年度 \parallel 二・八％上昇、二〇二三年度 \parallel 一・三％上昇、二〇二二年度 \parallel 〇・一％上昇

*二 二〇二四年度の国家公務員の人事院勧告を受けた給与改定は、月例給・官民較差（二・七六％、一萬二八三円）を解消するため、若年層に重点を置きつつすべての職員を対象に大幅に引き上げ。改定率は平均で三・〇％。一級一・一％、二級七・六％。初任給は【総合職（大卒）】三万円（十一・四・六％）【一般職（大卒）】二万円（十一・二・二％）【十二万三八〇〇円】【一般職（高卒）】一八万八〇〇〇円（十二・二・八％）【十二万四〇〇円】